

STOP!ATMでの携帯電話!

還付金詐欺に

注意!

**ATMコーナーでの
携帯電話の通話は
ご遠慮ください。**

岡山県では、**特殊詐欺被害防止条例**により、**ATMコーナーでの携帯電話の利用を避けるよう**定めています。

また、県民には**特殊詐欺被害が疑われる場合には、警察官等に通報するなどの適切な措置**をお願いしています。皆様の親切が、特殊詐欺被害を防ぎます!

岡山県特殊詐欺被害防止条例（抜粋）

第10条 県民は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

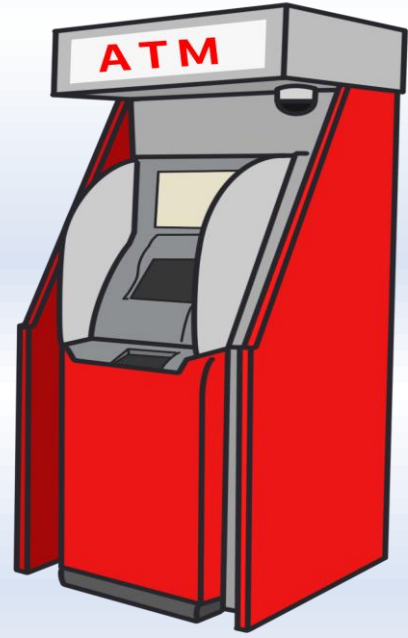
- (1) ATMを利用しようとする場合にあっては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。
イ 携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらATMを操作すること。

第11条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) その言動から特殊詐欺の被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。
(2) 自己又は身近な者が、特殊詐欺と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

還付金詐欺の法則

「〇〇の還付金があります…」
そのあとの法則はこれだ!!



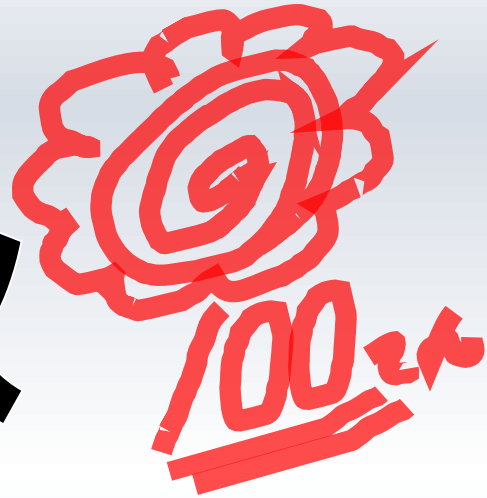
ATM

+

携帯電話

=

詐欺



還付金詐欺の犯人は、被害者にATMの操作方法を携帯電話で指示して預貯金をだまし取ります。

携帯電話で通話しながらATMを操作している人を見かけたら、声をかけていただき、警察に通報をお願いします。